

資料 1

まちづくり分野へのソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)導入を検討する
地方公共団体に対する専門家派遣等による導入支援事業

公募要領

令和 2 年 8 月 12 日

国交省都市局まちづくり推進課
有限責任監査法人トーマツ

1. 事業名

まちづくり分野へのソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)導入を検討する地方公共団体に対する専門家派遣等による導入支援事業

※ 本事業は、国土交通省が有限責任監査法人トーマツに委託する「地方公共団体に対するまちづくり分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドの導入支援業務」の一部として行われるものです。

2. 本事業の背景と目的

少子高齢化や人口減少に伴い、地方公共団体の財政状況が厳しくなる中、まちづくりの分野においても、財政負担の削減と施策効果の最大化を図る仕組みの導入が急務となっています。

令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、成果連動型民間委託契約方式について、「まちづくりや就労支援分野など、現在、PFSの普及を進める重点分野（医療・健康、介護、再犯防止）とされていない分野についても、案件形成支援や好事例の横展開等を通じて、普及を促進する。」としています。すでに、一部の地方公共団体では、成果連動型の補助金と、当該補助金を償還財源とする民間投資を連動させるような先進的な取り組みが生まれつつあり、こういった取り組みを様々な主体によるまちづくり活動の促進のために活用していくことがこれまで以上に重要となっています。

このため、国土交通省では、まちづくり分野へのソーシャル・インパクト・ボンド（以下、「SIB」という。）の導入を具体的に検討する地方公共団体を選定し、採択された地方公共団体に対してコンサルタント等の専門家を派遣し、SIBの案件形成を支援します。また、支援を行うと同時に、地方公共団体における実務面での課題の整理やモデル事業構築に向けた情報収集を行います。

3. 本事業の全体像

(1) 本事業の概要

本事業では、まちづくり分野におけるSIB事業を令和3年度（以降）に実施することを積極的に検討するモデル団体を募集するものです。

応募の際、具体的な導入検討を進めている、本事業の支援対象となるSIB事業に関する企画提案書を提出いただきます。その内容を審査し、そのうち優れた提案を行った団体をモデル団体とし、モデル団体に対して、国土交通省が「地方公共団体に対するまちづくり分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドの導入支援業務」を委託する外部専門機関である有限責任監査法人トーマツ（以下、「トーマツ」という。）及びトーマツが指定するコンサルタント・専門家等の人材を派遣し、SIB案件導入支援を行います。

なお、採択されたモデル団体におかれましては、別途実施される、まちづくり分野へのSIB導入に向けた気運醸成及び周知・普及活動へのご協力や、本事業の実施結果の公表等にご協力をお願いする場合がございます。

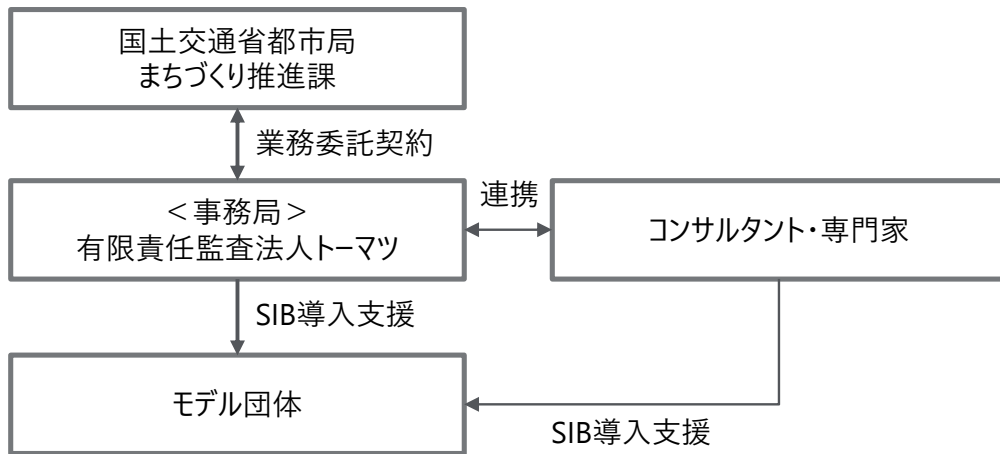
(2) 本事業の構造

本事業は、国土交通省が令和2年度に実施する「地方公共団体に対するまちづくり分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドの導入支援業務」の一部として実施される事業です。

なお、モデル団体の募集・審査等の事務局業務全般においては、国土交通省よりトーマツへ委託を行い、実施・運営されるものです。

支援期間中は、トーマツ及びトーマツが指定するコンサルタント・専門家等の助言や有識者の意見を参考に、適宜、事業内容の改善をお願いする場合があります。より良い案件形成を行うための協力をお願いします。

図表 本事業の構造



(3) 支援内容

本事業では、モデル団体に対する委託や補助は行われず、モデル団体の SIB 事業の導入にあたり、トーマツ及びトーマツが指定するコンサルタント・専門家等が助言等を行うものです。なお、モデル団体においては、これらの助言等に当たって発生する経費（人件費、交通費、資料作成代、印刷費等）の負担は必要ありません。

支援内容は以下の項目に関する助言等を想定していますが、モデル団体の SIB 事業の検討状況や事業内容等により、変更されることがあります。

- ① 地域課題の洗い出し、及び課題解決に資する事業の実施についての検討
- ② 成果指標についての検討
- ③ 支払基準についての検討
- ④ 財源確保についての検討
- ⑤ 成果の評価方法についての検討
- ⑥ 資金調達方法についての検討
- ⑦ 支援対象事業の選定に際する募集要項の作成

⑧ 契約書の作成

4. 応募資格

(1) 応募可能な提案の考え方

本事業は、これまで案件形成の実績が皆無であるまちづくり分野における SIB 事業の導入を検討するものです。まちづくり分野は、その内容が広範であるため、まちづくり分野における SIB 事業の案件形成を図る観点から、本事業はハード整備ではなくソフト活動を検討の対象といたします。具体的には、民間事業者やまちづくり団体等（※①）が整備（※②）した施設において行われる活動について SIB 事業の導入を検討することとします。

※① ここでいう「民間事業者やまちづくり団体等」とは、国や地方公共団体以外の、法人格を有する団体であって、その資本について国や地方公共団体による資金が半数を超えていない者を意味します。

※② ここでいう「整備」とは、新設のほか、既存施設の更新（いわゆるリノベーション）を意味します。

本事業の検討対象の事例は、以下の通りです（あくまで参考であり、検討対象を以下に示すものに限るわけではありませんので、ご留意願います）。

対象事業の参考例

- 事例（ア） 空き家を民間団体がリノベーションする。地方公共団体は、リノベーションされた建物において行われる活動について、SIB 事業を導入する。
- 事例（イ） 商店街の空き店舗を商店街組合がリノベーションする。地方公共団体は、リノベーションされた店舗において行われる活動について、SIB 事業を導入する。
- 事例（ウ） 住民が使用しなくなった古民家をまちづくり団体がリノベーションする。地方公共団体は、リノベーションされた古民家において行われる活動について、SIB 事業を導入する。
- 事例（エ） 廃校になった学校をまちづくり会社が地方公共団体から借り受けてリノベーションする。地方公共団体は、リノベーションされた学校において行われる活動について、SIB 事業を導入する。
- 事例（オ） 地方公共団体が所有する遊休地を民間企業が借り受けて、当該地に健康ステーションを建設する。地方公共団体は、建設された健康ステーションにおいて行われる活動について、SIB 事業を導入する。
- 事例（カ） 地方公共団体が所有する公園を民間企業が借り受けて、公園内に施設を建設する。地方公共団体は建設された施設において行われる活動に

ついて、SIB 事業を導入する。

(2) 対象団体等（応募可能な団体等）

対象団体は、地方公共団体とします。

(3) 採択予定件数

採択件数は 1 件（1 モデル団体）とします。

(4) 本事業のスケジュール

本事業は、以下のようなスケジュールで実施する予定です。ただし、状況により日程が前後する場合があります。

■令和 2 年 8 月 12 日	: 公募開始
■令和 2 年 8 月 26 日	: 公募締切（12 時必着）
■令和 2 年 8 月下旬	: モデル団体採択
■令和 2 年 9 月～ 令和 2 年 2 月下旬	: モデル団体への SIB 導入支援実施
■令和 3 年 2 月	: SIB 事業実施内容等報告

5. 提案の採択基準

採択にあたっては、以下に示す 3 つの視点から評価を実施することとします。

- | |
|-------------------------|
| (1) 本事業との関連性・実施可能性 |
| (2) SIB 活用の妥当性 |
| (3) まちづくり分野における他地域展開可能性 |

(1) 本事業との関連性・実施可能性

【評価のポイント】

- ① 対象事業は地域のまちづくり分野に関連するものであり、成果を期待できる具体的な内容であるか
- ② 庁内で SIB 事業を導入するための関係部署間での検討・調整が実際に進められているか
- ③ 令和 3 年度に SIB 事業を実施するための予算確保に向けて庁内関係部署間での検討・調整が実際に進められているか
- ④ 本事業の支援を受け入れるための体制を整えているか

(2) SIB 活用の妥当性

【評価のポイント】

- ① SIB を導入することで解決する課題が整理され、明確な内容になっているか
- ② SIB を導入する事業範囲・内容・規模は明確か
- ③ 事業内容は民間のノウハウを活用することで、既存サービス以上の効果を期待できるものか
- ④ 課題を解決する上で関与が必要なステークホルダーを把握しているか
- ⑤ 課題を解決する上で対象とする受益者を定義しているか
- ⑥ 事業実施期間は効果を十分に発揮するための長さと考えられるか
- ⑦ 成果指標（アウトカム・インパクト）及びその評価方法は想定されているか
- ⑧ 支払い条件又は支払いスキームは検討されているか

(3) まちづくり分野における他地域展開可能性

【評価のポイント】

- ① まちづくり分野において、他地域でも抱えている課題に対するアプローチとなっているか
- ② 他地域でも展開できるような複雑すぎない事業内容であるか

6. 応募書類

応募書類については、申請様式（様式 1 及び様式 2）を下記の「10. 問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に提出してください。

記入用の申請様式については、事務局へ送付依頼のメールをお送りください。Microsoft Word 形式の申請様式を送付します。

なお、提出にあたっては、申請様式を Microsoft Word 形式及び PDF 形式で、電子メールに添付して提出してください。

参考資料の提出は可能ですが、電子メールで送付可能な資料のみとします。

7. 公募における留意事項

- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- ・ 本公募要領と併せて公開されている申請様式以外での応募は認められません。
- ・ 提出後の応募書類の変更、差し替えは認めません。
- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。ただし、採択後に打合せ等で内容確認のため使用する場合があります。
- ・ 公募締切後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。
- ・ 本事業・公募に係る内容についての問い合わせは事務局（トーマツ）へご連絡ください。国土交通省へのお問い合わせはご遠慮ください。
- ・

8. 採択方式及び手順

(1) 採択方法

- ・ 本事業では、外部有識者により提案内容の審査が行われます。
- ・ 外部有識者を委員とした審査会を実施し、モデル団体を決定します。
- ・ 審査の結果については、トーマツより当該団体に対し個別に電子メールにて通知いたします。

(2) 留意点

- ・ 審査会および同審査会における検討内容については非公開です。
- ・ 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を求められることがあります。
- ・ 選定結果に関する問い合わせについては応じかねますのでご了承ください。

9. 採択後の留意点

本事業に採択された場合の留意点について、以下の点にご留意ください。

- ・ 採択後、提案された事業内容（スキームや成果指標等）の変更を求める場合があります。
- ・ SIB 導入支援の進捗や結果については、資料提供やプレゼンテーションの形でご報告をいただく場合がありますので、ご協力ください。
- ・ 本事業の支援内容及び結果については、国土交通省の裁量により使用・公表されることを予めご了承ください。

10. 問い合わせ先

本公募要領に関するお問い合わせは、原則として、以下に記載するメールアドレス宛に電子メールでご連絡をお願いします。

問い合わせ窓口の締め切りは、令和 2 年 8 月 26 日（水）12 時とします。

<問い合わせ・提出先>

窓 口：	国土交通省「まちづくり分野へのソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)導入を検討する地方公共団体に対する専門家派遣等による導入支援事業」 事務局 有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 パブリックセクター 米森(よねもり)、山崎(やまさき)
メールアドレス：	m.sib.office@tohmatu.co.jp
電 話：	03-6213-1251